

第6章 サービス見込量確保のための方策

第1項 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策

現在、訪問系のサービスについては、多数のサービス事業者が市内でサービスを提供しており、サービス提供量が不足する状況ではありませんが、今後さらに利用が拡大していくことも想定されることから、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努め、サービス基盤を整備していきます。

様々な困難事例への対応等を支援するため、前橋市自立支援協議会を活用し、定期的な協議・調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

ヘルパー資格はあるが就業していない潜在的人材の発掘等、人材確保の必要性について、関係機関への啓発を行っていくとともに、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、事業者向けの講座や研修等の機会を増やしていきます。

在宅での医療的ケアのニーズに対応したサービス提供が行えるよう、サービス事業者に対し、医療的ケアの研修への参加を奨励し、サービス支援体制の充実に努めます。

第2項 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策

一般就労することが困難な障害者に、その障害特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討するとともに、利用者の希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービス量が提供できるよう事業者との調整を図り、サービス基盤の整備を進めていきます。

就労支援においては、利用者に支払う工賃のアップも1つの目標であり、そのためには安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。また、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、今後はさらに官公需にかかる福祉施設の物品及び役務業務の受注について機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。

関係機関との連携を図りながら企業に対する働きかけ（理解促進、実習支援、定着支援等）を行い、障害者雇用の拡充に努めます。

事業運営費や介護人材処遇の改善に伴う人件費等の支援については、国・県の動向を踏まえ、連携して支援するために必要な予算確保に努めていきます。

短期入所においては、利用者が必要なサービスを受けることができるよう、事業者との調整を図るとともに、緊急時の利用や医療的ケアのニーズに対応したサービス提供を行うことを目的とした関係機関との連携を検討します。

第3項 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）のサービス見込量を確保するための方策

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」を成果目標としていることから、その受け皿のひとつとなるグループホームの整備を推進していきます。

また、グループホームの整備や利用に対する事業者や障害者の不安を解消するため、グループホームの空き室を利用した生活体験事業の有効的な活用を図り、地域生活への移行が円滑に行えるよう努めていきます。

グループホームについては、事業所における建設資金等の支援策として、国の補助事業を活用した基盤整備を推進するとともに、地域住民等への障害者理解の促進を図ります。また、建設用地の確保についても、整備していく上での大きな障壁となっていることから、県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源の活用を促進し、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。

施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障害者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。

障害者の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障害者支援施設とあわせて、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能をどのように集約して地域生活拠点等を整備していくか検討を進めていきます。

第4項 指定相談支援（サービス等利用計画案の作成）

指定相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量を確保するための方策

計画相談支援については、サービス等利用計画の必要数を確保するための事業者数を増加させるとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保をめざします。

地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等との連携を強化するとともに、地域生活拠点等を整備し、障害者の地域移行の向上に努めます。

第5項 障害児支援

障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援）のサービス見込量を確保するための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、提供するサービスが利用者のニーズに対応できているかどうかを把握し、指定権者である県との連絡を強化してサービス向上を図ります。

障害児相談支援については、障害児支援利用計画の必要数を確保するための事業者数を維持するとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、障害児支援利用計画の質の向上をめざします。

第6項 地域生活支援事業

地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）のサービス量を確保するための方策

相談支援事業については、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化するとともに、市内の相談支援事業者の核となる基幹相談支援センターを設置することとし、地域における障害者の自立生活を支援するための相談・支援体制の充実に努めていきます。

また、前橋市自立支援協議会は、市民に身近な地域でのネットワークづくりの中核的な役割を果たす場であることから、引き続き、地域生活支援、障害児施策及び就労支援等に関し、関係機関との連携や個別の困難事例等の検討及び啓発活動を通して協議会の機能強化を図っていきます。

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、引き続きサービス提供体制の確保に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成や研修の充実に努めていきます。

日常生活用具給付等事業では、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等に応じた基準の見直しを行うなど、障害者等の生活実態に即した柔軟な対応に努めていきます。

移動支援事業については、現在のサービス水準を維持しながら、今後も引き続き、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できる供給基盤を整備するとともに、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努めていきます。

地域活動支援センター事業については、日中活動の場として障害特性に応じた適切なサービス提供ができるよう引き続き各事業所と連携し、事業の充実に努めていきます。

成年後見制度利用支援事業については、引き続き関係機関との連携により、制度の周知徹底を図るとともに、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を促進していきます。

障害者が地域でいきいきと生活していくためには、地域の理解や協力が不可欠なことから、障害者に対する正しい理解を促進していくことが重要であり、引き続き普及啓発活動を推進していきます。